

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用料の減免																																											
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立打出教育文化センター条例 第6条第2項																																											
例 規 番 号	平成2年条例第21号																																											
【根拠条文】 (使用料) 第6条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。 2 市長は、前項に定める使用料について、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。 3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。 別表(第6条関係) 施設使用料金表																																												
<table><tr><th>室名</th><th>広さ</th><th>収容人員</th><th colspan="3">使用料金</th></tr><tr><td colspan="3">会議室・和室</td><td>午前9時～正午</td><td>正午～午後6時</td><td>午後6時～午後9時</td></tr><tr><td>大会議室</td><td>135m²</td><td>72人</td><td>1時間につき 1,450円</td><td>1時間につき 1,270円</td><td>1時間につき 1,620円</td></tr><tr><td>小会議室</td><td>50m²</td><td>24人</td><td>1時間につき470円</td><td>1時間につき430円</td><td>1時間につき550円</td></tr><tr><td>和室</td><td>18畳</td><td>18人</td><td>1時間につき740円</td><td>1時間につき630円</td><td>1時間につき810円</td></tr><tr><td rowspan="2">調理スペース</td><td rowspan="2">48m²</td><td rowspan="2">17人</td><td>午前9時～正午</td><td>正午～午後2時30分</td><td>午後2時30分～午後5時</td></tr><tr><td>2,880円</td><td>2,400円</td><td>2,400円</td></tr></table>						室名	広さ	収容人員	使用料金			会議室・和室			午前9時～正午	正午～午後6時	午後6時～午後9時	大会議室	135m ²	72人	1時間につき 1,450円	1時間につき 1,270円	1時間につき 1,620円	小会議室	50m ²	24人	1時間につき470円	1時間につき430円	1時間につき550円	和室	18畳	18人	1時間につき740円	1時間につき630円	1時間につき810円	調理スペース	48m ²	17人	午前9時～正午	正午～午後2時30分	午後2時30分～午後5時	2,880円	2,400円	2,400円
室名	広さ	収容人員	使用料金																																									
会議室・和室			午前9時～正午	正午～午後6時	午後6時～午後9時																																							
大会議室	135m ²	72人	1時間につき 1,450円	1時間につき 1,270円	1時間につき 1,620円																																							
小会議室	50m ²	24人	1時間につき470円	1時間につき430円	1時間につき550円																																							
和室	18畳	18人	1時間につき740円	1時間につき630円	1時間につき810円																																							
調理スペース	48m ²	17人	午前9時～正午	正午～午後2時30分	午後2時30分～午後5時																																							
			2,880円	2,400円	2,400円																																							
備考 使用時間は、準備及び整理等に要する時間を含む。																																												
【基準】 根拠条文及び芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第6条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 免除する場合 ア 市又は教育委員会が主催し、又は共催して条例第3条各号に関する事業のために使用するとき。 イ 集会所指定団体が使用するとき。 ウ 教育委員会が特に必要と認めたとき。 (2) 30パーセントを減額する場合 ア 市及び教育委員会が使用するとき。 イ 市民会館指定団体が使用するとき。																																												

ウ 社会教育関係団体が使用するとき。 エ 教育委員会が特に必要と認めたとき。 2 前項第2号の規定による施設使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日